

○総務省告示第三百八十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号ロ、別表第二号第12の6(2)シ及び別表第三号17(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月二十九日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局(四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。)の送信装置の技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

(ア) 空中線端子(測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。)があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置にあつては、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも四四・ニデシベル(チャネル間隔が二〇MHzを超えるものにあつては四三・八デシベル)以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅あたりの平均電力が(一)一三dBm(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)、以下の値であること。

チャネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz)(注)	周波数幅(MHz)
略	略	略
二〇	二〇	一九・〇八
四〇	四〇	一九・〇八
二五	二五	一三・九四
略	略	略

〔注〕略

〔イ〕略

〔イ〕略

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、搬送波の電力よりも二九・ニデシベル以上低い値又は(一)五〇dBm以下の値であること。

チャネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz)(注)	周波数幅(MHz)
略	略	略

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局(四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。)の送信装置の技術的条件

1 〔同上〕

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

(ア) 〔同上〕

チャネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz)(注)	周波数幅(MHz)
同上	同上	同上
二〇	二〇	一九・〇八
四〇	四〇	一九・〇八
同上	同上	同上

〔注〕同上

〔イ〕略 同上

〔イ〕同上

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

チャネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz)(注)	周波数幅(MHz)
同上	同上	同上

二〇	二〇	一九・〇九五
二五	二五	二三・九五五
三〇	三〇	二八・八一五
[略]	[略]	[略]

[注 略]

[イ・ウ 略]

2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

(ア) 空中線端子のある送信装置のうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの

希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

[イ 略]

(ウ) 空中線端子のない送信装置のうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの

希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を基地局から〇・一メートル離れた場所に並列設置した空中線（空中線高は基地局のアクティブフェーズドアレイアンテナと同等とする。）から希望波の総合放射電力と同等の出力で輻射した場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

[エ 略]

[イ 略]

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

希望波を定格出力で送信した状態で、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において、同表の三の欄に掲げる周波数幅あたり

二〇	二〇	一九・〇九五
[同上]	[同上]	[同上]

[注 同上]

[イ・ウ 同上]

[同上]

(1) [同上]

ア [同上]

(ア) 空中線端子のある送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの

[同上]

[イ 同上]

(ウ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの

[同上]

[エ 同上]

[イ 同上]

(2) [同上]

ア [同上]

[同上]

に発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	相互変調波の電力の許容値 (dBc) (注2)
[略]	[略]	[略]	[略]
二〇	二〇	一九・〇九五	(一) 二九
二五	四〇	一九・〇九五	(一) 三五
三〇	二五	二三・九五五	(一) 二九
三〇	五〇	二三・九五五	(一) 三五
三〇	三〇	二八・八一五	(一) 二九
六〇	三〇	二八・八一五	(一) 三五

〔注 略〕  
〔イ 略〕

3 略

4 設備規則別表第二号第12の6(2)シの総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアンテナを使用しない送信装置

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合にあっては当該周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の場合にあっては当該周波数帯の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。

〔表 略〕

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子においてこの表の許容値を適用する。

に発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	相互変調波の電力の許容値 (dBc) (注2)
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
二〇	二〇	一九・〇九五	(一) 二九
二五	四〇	一九・〇九五	(一) 三五

〔注 同上〕  
〔イ 同上〕

3 同上

4 設備規則別表第二号第12の6(2)コ(3)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 同上

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表 同上〕

注1 基地局が使用する周波数帯(三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。)の端から四〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度の許容値については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波に応じたこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz未満の周波数範囲(当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。)においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に応じたこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下とする。

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置  
 全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に10log<sub>10</sub>Nを加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三、四GHzを超え四、一GHz以下又は四、五GHzを超え四、九GHz以下の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置  
 離調周波数が一〇・〇五MHz未満の場合にあつてはアの許容値に九・二デシベルを加えた値を適用することとし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合にあつてはアの許容値に九デシベルを加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

二〇	「略」	「略」	「略」
チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	任意の二〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・二dBm以下の値	不要発射の強度の許容値
「略」	「略」	「略」	「略」
一未満	「略」	任意の二〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・二dBm以下の値	不要発射の強度の許容値

る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子において不要発射の強度の許容値を適用する。

4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度の許容値については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波に応じたこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz未満の周波数範囲(当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。)においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に応じたこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下とする。

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置  
 全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に10log<sub>10</sub>Nを加えた値を適用する。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置  
 離調周波数が一〇・〇五MHz未満の場合にあつてはアの許容値に九・二デシベルを加えた値を適用することとし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合にあつてはアの許容値に九デシベルを加えた値を適用する。

(2) 「同上」

ア 「同上」

二〇	「同上」	「同上」	「同上」
チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	任意の二〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・二dBm以下の値	不要発射の強度の許容値
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
一未満	「同上」	任意の二〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・二dBm以下の値	不要発射の強度の許容値

二五	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)八・二dBm以下の値
	五以上二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一一・二dBm以下の値
三〇	二〇以上二五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三・二dBm以下の値
	一未満	任意の二五〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一一・二dBm以下の値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)八・二dBm以下の値
	五以上二五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一一・二dBm以下の値
	二五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三・二dBm以下の値
	一未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一一・二dBm以下の値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)八・二dBm以下の値
	五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一一・二dBm以下の値
	三〇以上三五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三・二dBm以下の値
	略	略

〔注 略〕  
〔イ 略〕

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合にあっては当該周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の場合にあっては当該周波数帯の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。

〔表略〕

二五	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)八・二dBm以下の値
	五以上二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一一・二dBm以下の値
三〇	二〇以上二五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三・二dBm以下の値
	一未満	任意の二五〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一一・二dBm以下の値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)八・二dBm以下の値
	五以上二五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一一・二dBm以下の値
	二五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三・二dBm以下の値
	一未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一一・二dBm以下の値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)八・二dBm以下の値
	五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一一・二dBm以下の値
	三〇以上三五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三・二dBm以下の値
	略	略

〔注 同上〕  
〔イ 同上〕

6

〔同上〕

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表同上〕

注1 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子においてこの表の許容値を適用する。

2 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備  
 全空中線端子の不要発射の総和に対して、アの許容値に  $10 \log n$  を加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(一)、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備  
 アの許容値に九デシベルを加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯の端から四〇MHz以上離れた周波数帯(三〇MHz未満の周波数帯を除く。)とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一)、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)(注4)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一)、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下及び四・一GHz以下及び四・五GHz以上四・九GHz以下を除く。)(注5)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯(三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。)の端から四〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子においてこの表の許容値を適用する。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備  
 全空中線端子の不要発射の総和に対して、アの許容値に  $10 \log n$  を加えた値を適用する。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備  
 アの許容値に九デシベルを加えた値を適用する。ただし、三〇MHz未満の周波数帯には、規定を適用しない。

(2)

〔同上〕  
 〔同上〕

周波数帯	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一)、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)(注4)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値

「略」	「略」
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値
三・四GHz以上四・一GHz以下(注5)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値
四・五GHz以上四・九GHz以下(注5)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値(注6)
一・二・七五GHz以上送信周波数帯域の上端の五倍未満(注4)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値

注1 一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上、九〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一五五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

- [2・3 略]
- 4 一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。
- 5 一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り、一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波による二次高調波の周波数の下端(一)一MHz及び上端(一)一MHzの間の周波数範囲がこの表の周波数範囲と重複する場合においては、当該周波数範囲において任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値とする。

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

「同上」	「同上」
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値
一・二・七五GHz以上送信周波数帯域の上端の五倍未満	「同上」

注1 一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上、九〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇MHz以上及び一〇〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一五五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

- [2・3 同上]
- [新設]
- [新設]
- [新設]

[7・8 同上]